

第143回役員会議事要録

1 日 時 平成22年6月25日（金）14：53～16：03

2 場 所 事務局第3会議室

3 議事

- (1) 平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（案）等について

理事（人事・評価担当）から、資料1により、平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（案）、平成20、21年度中期目標の達成状況報告書（案）等について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

- (2) 第1期中期目標期間における事業報告書（案）について

理事（人事・評価担当）から、第1期中期目標期間における事業報告書（案）について審議願いたい旨の提案があり、続いて、総務部総務企画課評価班班長から、資料2により、国立大学法人法の規定に基づき、国立大学法人は、中期目標期間終了後3月以内に、中期目標期間の事業報告書を文部科学省に提出し公開することになっていること、事業報告書は、文部科学省から示された記載例を基に作成していること及び事業報告書（案）について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

- (3) 長崎大学における教員の裁量労働制の適用に関する規程の制定等について

理事（人事・評価担当）から、資料3により、長崎大学における教員の裁量労働制の適用に関する規程を制定し、裁量労働制導入のための要件が整っている熱帯医学研究所の教員から適用すること及びこれに伴い、長崎大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程を一部改正することについて、提案があった。

この提案を受けて、①熱帯医学研究所所属の臨床系教員へ適用する場合の具体的要件、②医歯薬学総合研究科所属の臨床系教員及び病院所属の教員に今後適用する場合の解決すべき問題点等について意見交換があり、審議の結果、当面、熱帯医学研究所所属の臨床系教員を除き適用させることとして、原案どおり規程の制定及び一部改正が了承された。

- (4) 診療助教を除く病院有期雇用教員の処遇について

理事（人事・評価担当）から、資料4により、平成21年9月以降、有期雇用職員のうちテニユア・トラック教員と病院の教員である診療助教に退職手当を支給できるようになって

いるが、病院の有期雇用の教員のうち、診療助教とその他の教員で退職手当の支給に不均衡が生じることに伴い、処遇調整を図る観点から、その他の教員に退職調整手当を支給することについて説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(5) 長崎大学職員の育児休業等に関する規程等の一部改正について

理事（人事・評価担当）から、資料5により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、国家公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則等の改正に伴い、長崎大学職員の育児休業等に関する規程の改正（案）等について説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

(以上)